



KOBE BUSSAN CO., LTD.



2021年12月14日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 神 戸 物 産 (コード番号：3038 東証第1部)
代 表 者 名	代表取締役社長 沼田 博和
問 合 せ 先	経営企画部 部長 坂本 匡浩
	TEL 079-458-0339

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年1月27日開催予定の当社第36期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行及び監査等委員会設置会社への移行に必要な所要の変更、並びに機動的な資本政策及び配当政策を図るため剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにすること等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能強化と業務執行の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

当社第36期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するものであります。
- ③ 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条第2項を変更案第26条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第33条の新設等所要の変更を行うものであります。
- ⑤ その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2022年1月27日(木)
定款一部変更の効力発生日	2022年1月27日(木)

以 上

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 第1章 総則 (条文省略)	第1条～第3条 第1章 総則 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第6条～第7条 第2章 株式 (条文省略)	第6条～第7条 第2章 株式 (現行どおり)
(新設)	(単元未満株式についての権利)
第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。	第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。	第9条 当社の株式に関する取扱いは、 <u>法令又は本定款のほか、</u> 取締役会の定める株式取扱規程による。
第9条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
(基準日)	(削除)
第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	第11条 第3章 株主総会 (現行どおり)
第11条 第3章 株主総会 (条文省略)	第11条 第3章 株主総会 (現行どおり)
(新設)	(定時株主総会の基準日)
第12条 (条文省略)	第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。
第13条 (決議要件)	第13条 (現行どおり)
第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② (条文省略)	② (現行どおり)
(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 (条文省略)	第15条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社に取締役12名以内を置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 (新 設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内を置く。</p> <p>②当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p><u>述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>(取締役の損害賠償責任の一部免除)</p>
<p>第24条 (条文省略) <u>②当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>	<p>第26条 (現行どおり) <u>②当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	
<p>(員数)</p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>第25条 <u>当社に監査役3名以内を置く。</u></p>	
<p>(選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第26条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>②当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	
<p><u>③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>②監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 <u>当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(監査役の損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	
<p><u>②当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>までに各監査等委員に対して発する。但し、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第29条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第32条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) <u>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(<u>剰余金の配当</u>) <u>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> ②<u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) <u>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u> ②<u>当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u> ③<u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(<u>自己株式の取得</u>) <u>第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(<u>配当金等の除斥期間</u>) <u>第37条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>) <u>第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>附則 (<u>監査役責任免除に関する経過措置</u>) <u>第1条 当社は、第36期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>